

鶴見区役所 随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市鶴見区役所住民情報業務等委託	13 その他代行	(株)パソナ	206,338,209	令和4年11月1日	地方自治法 施行令 第167条の2 第1項第2号	G5	-
2	鶴見区役所係る電気需給契約申込	13 その他代行 15 電力供給・売買	関西電力(株)	基本料金:1765.5円/kW ※別途、力率割引及び割増しを行う。 電力量料金:15.01円/kW ※別途、燃料費調整額及び卸市場価格調整額を差し引き又は加える。 ※別途、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加える。	令和4年11月16日 ※契約日は関西電力(株)への申込日とする。	地方自治法 施行令 第167条の2 第1項第5号	G21	-
3	国産木材を活用した大阪市鶴見区役所庁舎整備業務(追加業務)	13 その他代行	匠工芸家具+ROOTE共同企業体	5,731,550	令和4年12月7日	地方自治法 施行令 第167条の2 第1項第6号	G28	-
4	区庁舎設備維持費 鶴見区役所庁舎1階トイレ床面シート張り替え及び男子トイレ汚垂石設置業務	13 その他代行	東建(株)	1,341,835	令和4年12月28日	地方自治法 施行令 第167条の2 第1項第6号	G28	-

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市鶴見区役所住民情報業務等委託

2. 契約の相手方

株式会社パソナ

3. 随意契約理由

本業務は、鶴見区役所窓口サービス課（住民情報）における住民情報業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務、窓口案内業務、その他関連業務について、個人情報の保護に十分留意したうえで、業務を委託することで、柔軟性を備えた運用体制の確立と効率化、作業品質の確保と安定した業務運営の維持を図り、業務運営コストの低減と行政サービスの向上を実現する業務である。鶴見区役所住民情報業務は区役所窓口の顔であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を移行させなくてはならない。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社パソナの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社パソナと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

窓口サービス課（住民情報）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見区役所に係る電気需給契約申込について

2 契約の相手方

関西電力株式会社

3 随意契約理由

本案件は、鶴見区役所について、電気需給契約の申込を行うものである。

令和4年に入り、世界情勢の悪化による燃料価格の高騰に伴い、電力市場において電気の仕入れ価格が高騰し、小売電気事業者の倒産及び事業の撤退、旧一般電力事業者（関西エリアでは関西電力㈱）が法人向けの新規契約を停止するなど、経営リスクを回避する動きとなっている。

また、電気事業法に基づきセーフティーネットとして設けられている最終保障供給は、本来、旧一般電力事業者の標準メニューより基本料金や従量料金が1.2倍高い水準に設定されているが、電気の仕入れ価格の高騰により、最終保障供給の料金が小売電気事業者の自由料金より安価となる逆転現象が起きており、小売電気事業者が利益を確保するには、最終保障供給を上回る料金を提示するしかない状況にあることから、全国的に入札に参加しない原因となっている。

本市においては、本施設を含む116施設の電力調達については、環境局が平成28年度から集約入札を実施しており、今年度も同様に集約入札を環境局に依頼したところ、入札参加の申込が1者からも無く、本年7月に入札中止となった。

その後、環境局が地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約の可否について、本件入札参加資格を満たす事業者全4者に確認したところ、4者とも不可という回答であった。また、本案件の仕様等の変更を行い、再度入札に付した場合の参加の可否についても確認したが、4者とも参加の意思はないとのことであった。

上記の理由について環境局がヒアリングを実施したところ、4者とも燃料価格の高騰など今後の電力市場の動向が不透明であることから、価格提示は不可能との回答であった。

入札中止以降、契約手法について調査を行っていたところ、本年9月から関西電力㈱が電気需給契約の申込の受付を再開する予定との情報を得たことから、改めて、10月に入札参加資格を満たす事業者全4者へ、再度入札に付した場合の入札参加の可否について確認を行ったが、7月のヒアリング時と状況は変わらず、同様の理由で4者からは参加の意思はないとの回答であった。

本年12月からの次期契約が締結できない場合は、保険・福祉など住民に身近な業務や、法令に基づき区の事務とされている戸籍事務などを取り扱う区役所が、地域における行政サービスの拠点としての役割を果たすことができず、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき電気需給契約の申込を行うものである。

なお、事業者の選定にあたり、電気需給契約の申込の受付を再開した関西電力㈱と一時的なセーフティネットの位置づけである最終保障供給先と比した結果、最終保障供給先の基本料金や従量料金は、関西電力㈱の電気料金に比べ1.2倍割高となることから、関西電力㈱を選定することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

鶴見区役所総務課

随意契約理由書

1 案件名称

国産木材を活用した大阪市鶴見区役所庁舎整備業務（追加整備業務）

2 契約相手方

匠家具工芸+ROOTE 共同企業体

3 特名随意契約理由

本契約は、「国産木材を活用した大阪市鶴見区役所庁舎整備業務」（以下「当初整備業務」という。）の実施にあたって、その実施工程上予見し難い事由が生じたことにより発生した業務及び当区の事情により新たに発生した整備部分について、追加整備業務として契約するものである。

上記事業者とは、令和4年5月12日付けで公告した当初整備業務の公募型プロポーザルにおいて、学識経験者等で構成する選定会議の意見を聴取した結果、評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結している。業務の実施にあたり、上記事業者との協議により整備内容を確定させていく工程の中で、主に以下の業務が追加が必要となった。

1つ目は、窓口カウンター設置場所の床段差加工業務である。窓口カウンターの設計にあたり、上記事業者において窓口カウンター設置予定場所の床の状況調査を実施したところ、当区のOAフロアは床段差ラインが一定になっていないことが判明した。このまま、現行の床段差ラインにあわせて設計した場合、窓口カウンターの設置場所が制限されてしまい、窓口レイアウトの変更に対応することができないという問題が生じることとなる。窓口レイアウトの変更に柔軟に対応できる設計を依頼するには、当区において床段差ラインが一定となるよう加工する業務が追加が必要となったものである。

2つ目は、地下1階多目的スペースの入口扉及び内窓の整備である。地下1階多目的スペースの入口扉等については、当初整備業務の選定会議から整備を検討するようにとの意見があった箇所であるが、上記事業者の企画提案には当該箇所の整備は含まれていなかった。そのため、当区からの要望事項として、業務全体の設計内容の整理を行うことで、当初整備業務の整備対象として含めることができないか上記事業者と協議してきたところである。しかしながら、当該箇所の整備を実施すると経費が不足することから当初整備業務の整備対象に含めることは困難となった。当区としては、多目的スペースの入口扉及び内窓を当初整備業務とあわせて整備することにより、使いやすさや空調効率を向上させることができ、区民の憩いのスペースとしてより魅力

ある空間を創出できると考えていることから、追加整備業務として実施することとしたものである。

3つ目は、吊り下げサイン整備業務である。当初整備業務の企画提案では、吊り下げサインについては、既存サインをそのまま活用し、窓口カウンターにそれぞれの課のアクセントカラーのカッティングサインを行うことのみ提案されていた。しかし、令和4年度に実施した接客力向上のための職員研修の担当講師から、色あせ等により文字が見にくい吊り下げサインがあるなど、改善を要する部分であると指摘されたため、吊り下げサインについて、既存サインを活用するのか、新たに整備実施するのか精査し、より区民にわかりやすいサインを整備するため、新たな整備業務として実施することとしたものである。

1点目の床段差加工業務については、既存の什器を撤去するタイミングでしか実施できず、新たに設置する什器に精通する事業者が行う必要がある。2点目、3点目についても、上記事業者に履行させた場合、当初整備業務の追加整備業務としての実施となることから、それぞれを別途業務として発注した場合に比べて、設計費・施工費等の経費の節減、工期の短縮などで有利になることが期待でき、さらに、意匠的な一体性を確保できるという観点からも有利と認められる。こうした点を踏まえ、上記事業者に当初整備業務の追加整備業務として別途契約を行うことで、業務実施が可能かを確認したところ、実施可能との回答を得た。

以上のことから、本案件は当初整備業務の契約相手方である上記事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約を締結する。

なお、当初整備業務と本契約の設計・施工内容及び見積金額については、一定妥当であることを選定会議において確認している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

鶴見区役所総務課

随意契約理由書

1 案件名称

区庁舎設備維持費 鶴見区役所庁舎 1階トイレ床面シート張り替え及び男子トイレ汚垂石設置業務

2 契約相手方

東建株式会社

3 随意契約理由

本業務は、鶴見区役所庁舎 1階トイレの床面のシートの張り替え及び男子トイレに汚垂石を設置するものである。

当区役所 1階トイレ床面シートについては、令和 2年度に発生した区役所地下 1階トイレ排水主管詰まりを原因とした汚水逆流漏水事故による影響で、現在もなおにおいが残っている状況にある。また、当区役所 1階男子トイレについては、汚垂石が設置されておらず、小便器の周りに尿の飛び散りなどによるシミがあり、汚れやにおいの原因となっている状況にある。区役所 1階トイレは、令和 3年度から令和 5年度（予定）で実施するトイレ改修工事の対象範囲となっていないところであるが、公共施設においては様々な方が快適に利用できるよう環境整備に努める必要があることから、当区としては、区民サービスの向上を目的として、来庁者の利用頻度が最も高い区役所 1階トイレの、床面シートの張り替え及び男子トイレに汚垂石を設置することとした。

作業については、一定期間にわたりトイレを閉鎖し建具を撤去した状態で作業をする必要があるため、1階トイレエリアを仮囲いすることになる区役所 2階トイレ工事実施期間中に実施することが、来庁者への影響を最小限にできることである。令和 4年度のトイレ改修工事を担当している上記事業者を確認したところ、床面シートの張り替え等の対応が可能との回答を得ている。なお、本業務を他の事業者を実施させる場合、令和 4年度のトイレ改修工事の作業工程を済ませた後に床面シートの張り替え等を行うこととなり、期間を要するところであり、1階トイレエリアの仮囲い期間中に作業が完了しない恐れがある。

以上のことから、本案件について、令和 4年度のトイレ改修工事を担当している上記事業者を実施させることが、期間の短縮に加え業務の円滑な実施を確保する上で当区にとって有利になることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

鶴見区役所総務課